

つくば市監査公表第13号

平成30年10月31日

つくば市監査委員 萩谷 孝男



つくば市監査委員 宮本 孝男



つくば市監査委員 金子 和雄



地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査等の実施期間

平成30年7月11日から平成30年10月30日まで

### 第4 監査の対象

所管課 経済部観光推進課

補助団体 (一社) つくば観光コンベンション協会

### 第5 監査の範囲

平成29年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

### 第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

#### 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

#### 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第7 補助金の概要

### 1 補助金の名称

平成 29 年度学術会議支援補助金

### 2 補助金の交付目的

学術会議の開催を促進し、国際会議観光都市の形成を図り、もって観光振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### 3 補助対象事業

#### (1) 補助金の交付対象となる事業

学術研究団体が行う学術会議、国内会議及び国際会議に要する経費に対して、観光コンベンション協会が補助金を学術研究団体に交付する事業。

#### (2) 補助金対象となる要件（※すべてに該当するもの。ただし、営利を目的とするもの並びに宗教及び政治に関する目的で開催されるものは対象としない。）

ア 主会場がつくば市内の施設であること。

イ 学術研究団体が主体となって開催すること。

ウ 参加人数が国内会議にあつては 200 人以上、国際会議にあつては 100 人以上であること。

エ 開催期間が 2 日以上であること。

### 4 補助金額

10,905,000 円

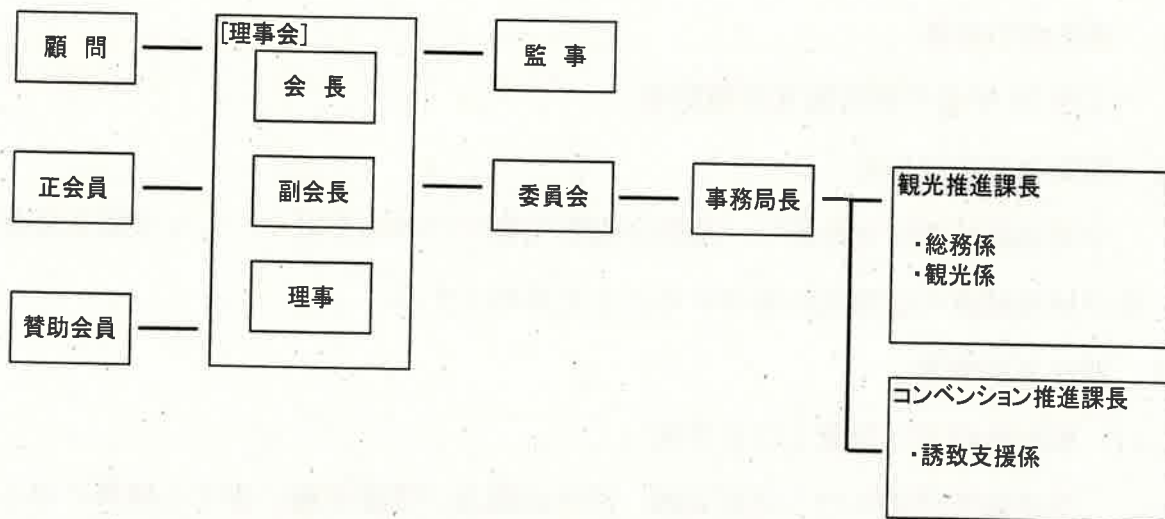
## 第8 補助団体の概要

1 名称 一般社団法人つくば観光コンベンション協会

2 所在地 つくば市筑穂一丁目 10 番地 4

3 執行体制

(組織図)



<役員>

理事 20 名以上 25 名以内 (会長、副会長を含む)

<委員会>

総務委員会

観光宣伝委員会

環境委員会

コンベンション委員会

<観光案内所>

つくば総合インフォメーションセンター

筑波山観光案内所

筑波山おもてなし館

## 第9 監査の結果

監査の結果、注意事項及び要望事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

## 1 【注意事項】

(補助団体)

- (1) 法人税の申告をしているが、収益事業分しか期末日現在の未収金と未払金の科目明細が作成されていない。法人税申告をする時点で、申告分以外も含めて作成していただきたい。
  
- (2) 全国語学教育学会の収支決算書、交流会費（補助金対象外）の集計金額に本来集計すべき消費税 56,000 円が、他の経費科目に集計されていた。収支計算書の作成要綱に外税分の消費税を含めるように注意を促していただきたい。

## 2 【要望事項】

(補助団体)

- (1) フィルムコミッションの担当者が退職したことにより、一部の職員に残業が偏っていた。残業の理由が明確なことは事前に担当課と協議の上、残業の偏りをなくしていただきたい。